

## 行政指導に関する指針等

行政指導の名称	堺市変更工事認定事業所運用要綱
根拠法令等・条項	堺市危険物規制規則第6条第2項
所 管 課	予防部危険物保安課
行政指導の趣旨	堺市危険物規制規則の規定により資料等による確認を要する変更工事に該当するか否かについて判断することができると市長が認める場合の基準及び手続きについて必要な事項を定める。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内に所在する事業所の関係者及び認定を受けた事業所。
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	変更工事認定事業所認定の申請、5年ごとの認定の更新の申請並びに認定の変更に係る申請。
責 任 者	消防局予防部長